

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：自然環境局

施策名：（施策5）生物多様性の保全と自然との共生の推進

施策体系：（目標5-3）野生生物の保護管理

評価結果の概要

【達成の状況】

○レッドリストの第3次見直し作業を実施した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオオコウモリを追加指定した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(4箇所)などの各種施策を推進するとともに、平成21年8月にとりまとめられたカルタヘナ法の施行状況の検討結果を受け、農作物の実用化分野における生物多様性影響評価に必要な情報についての考え方に関する検討・とりまとめを行った。また、外来生物法に基づき特定外来生物を新たに1種指定するとともに、特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を得た。また、鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。

【必要性】

- 野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。
- 特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による生態系や農林業等への被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。
- 高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。

【有効性】

- 継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。
- 国内希少野生動植物種の指定、保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。
- 鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。
- 新たに4箇所の国指定鳥獣保護区を指定するとともに、2箇所の拡大、3箇所の更新を行い、国指定鳥獣保護区箇所数は73となった。目標値に対する達成率は78%となり前年度より向上したものの、目標の達成には到っていない。その原因は、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、指定にあたっては、他の公益との調整に多大な時間を要することが多いためと考えられる。
- カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち競合性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から総合的に生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。
- 外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が実施され、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。

【効率性】

- 野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。
- 特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。

【今後の展開】

- 特に保護の必要性の高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への追加を含めた対応を進める。
- トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な

保護管理を推進する。

- 鳥獣保護区指定計画に記載した箇所の指定を着実かつ円滑に進めるため、各地方環境事務所野生生物課長会議等において、情報の共有、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底する。また、都道府県野生生物行政担当者会議等において、都道府県に対し、指定等に際して必要な情報提供や調整への協力を求める。
- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。
- ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、国際的な枠組みを活用して渡り鳥等の保護を進める。
- カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施する。
- 特定外来生物等の輸入・飼養等の制限、防除事業の実施等を進めるとともに、外来生物法施行後 5 年を経過することから、同法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ②(参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ③(参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ④(参考)保護増殖事業計画数[計画] ⑤(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所] ⑥(参考)特定外来生物指定種類数						
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	245/ 約 1350	268/ 約 1350	330/ 約 1350	330/ 約 1450	330/ 約 1450	—	—
	②	139/ 約 30000	171/ 約 30000	239/ 約 30000	239/ 約 30000	239/ 約 30000	—	—
	③	1665/ 約 7000	1665/ 約 7000	1690/ 約 7000	1690/ 約 7000	1690/ 約 7000	—	—
	④	37	38	38	47	47	—	—
	⑤	66	66	66	69	73	H23 年度	88
	⑥	80	83	96	96	97	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	⑤H16 年度			基準年の値	⑤60		
	根拠等	⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上必要な地域を指定計画に掲げたもの						